

長岡市告示第225号

地方自治法令（昭和22年政令第16号）第243条の2の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

長岡市長 磯田達伸

- 1 委託した事務の内容  
長岡市小国歯科診療所使用料及び手数料徴収事務
- 2 委託した相手方の住所及び氏名  
長岡市柏町1丁目4番22号  
医療法人徳進会 理事長 山崎 和彦
- 3 委託を必要とする理由  
診療所の窓口で使用料及び手数料を徴収することは、利用者の利便の増進に寄与するため。
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで